

様式第10号（第12条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第 1 4 号  
令和5年3月3日

有限会社 丸松産業 様

朝霞市長 富岡勝則



令和5年2月3日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、  
次のとおり許可します。

許 可 業 者	住所（所在地） 新座市大和田2丁目231番1号
	氏名（名称）及び代表者氏名 有限会社 丸松産業 取締役 松崎 一志
処 理 業 の 種 類	1 収集運搬業 2 処分業
取扱廃棄物の種類	ごみ
許 可 年 月 日	令和5年（2023年）4月 1日
根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
許可の有効期限	令和7年（2025年）3月31日
条 件	裏面のとおり

(許可条件)

1. 業務の遂行に当たっては、市の処理計画に従い環境衛生上支障を生じないよう常に留意し必要な措置を講ずること。
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守すること。
3. 取り扱う廃棄物は、朝霞市内において発生した一般廃棄物に限る。
4. 事業者は、伝票、帳簿を常に整理し、請求があった場合は速やかに提出すること。
5. 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
6. 許可証を亡失、又は損傷した場合は遅滞なくその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。
7. 事業者は、申請内容に変更があった場合は、10日以内に市長に届け出なければならない。
8. 事業者は、前月分の一般廃棄物処理状況報告書を毎月10日までに、市長に提出すること。
9. 事業者は、市の施設へ不適當なものを搬入し、搬入の拒否や文書での改善策の提示を求められた場合は、速やかに回答を提出すること。
10. 収集運搬車両については、社名を明示すること。